

地方からの提案個票

<各府省第1次回答まで>

通番	ヒアリング事項	ページ
3	国家資格等に係る手続のオンライン化等	1
14	マイナンバーカード関係手続の合理化	13
2	住民基本台帳ネットワークシステムの利用事務の拡大	23
17	会計年度任用職員に対し勤勉手当を支給可能とする見直し	27
1	登記所から都道府県に直接通知される登記情報への固定資産評価額及び建築年月日情報の追加	29
6	セーフティネット保証の認定機関の拡充と事務手続のオンライン化	32
18	シェアサイクルポートを都市公園法における公園施設として位置づけるための制度の整備	36
4	障害支援区分認定調査のオンライン化	38
5	生活保護法上の指定介護機関に係る手続の見直し	40

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

デジタル庁、厚生労働省 第1次回答

管理番号

97

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

03_医療・福祉

提案事項(事項名)

オンラインによる管理栄養士免許関連手続に係る都道府県経由事務の廃止

提案団体

新潟県、岐阜県

制度の所管・関係府省

デジタル庁、厚生労働省

求める措置の具体的内容

管理栄養士免許の各種申請(免許申請、免許証書換え交付申請、名簿訂正申請、免許証再交付申請、登録抹消申請)について、オンラインで申請された場合の都道府県経由事務の廃止を求める。

具体的な支障事例

管理栄養士免許の各種申請について、申請者の住所地を管轄する都道府県を経由することとされている。手数料も収入印紙で国庫に入り、都道府県は経由するだけなのに、戸籍謄本の住所氏名等との照合や栄養士免許の確認などの事務負担が生じている。

なお、当県の場合、令和3年度には①免許申請:133件、②免許証書換え交付申請:7件、③免許証再交付申請:1件、④免許証書換え交付申請と免許証再交付申請を同時に行うケース:4件の案件があり、保健所及び本庁での受付審査にそれぞれ①:80分、②及び③:40分、④:50分程度の時間を要した。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

都道府県の事務負担が軽減される。

根拠法令等

栄養士法施行令第1条、第3条、第4条、第5条、第6条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

宮城県、郡山市、茨城県、高崎市、千葉市、山梨県、長野県、京都府、兵庫県、岡山県、高知県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

〇当市においては、申請者から申請書類等の審査を行い県に進達を行うとともに、発行された免許証を県経由で受理し、申請者に対し交付している。

県を経由していることから、申請から交付まで約4か月間、また、登録済み証についても発行までに1~2か月間要しており、その間申請者から進捗状況の問合せが多く寄せられている。

以上のことから、オンライン申請により県を経由することがなくなれば、免許証及び登録済み証の交付期間が短縮されることとなり、申請者においてはメリットが感じられることになると思われ、また当市においては申請者からの問合せ件数の減少に繋がる可能性がある。

〇当県での令和3年度の処理件数について、①免許申請:90件、②名簿訂正書換申請:74件、③再交付申請:11件があり、書換と再交付の同時申請に関するケースは1件あった。

○当県の場合、令和3年度には①免許申請:508件、②免許証書換え交付申請:237件、③免許証再交付申請:18件の案件があり、保健所及び本庁でそれぞれ受付審査を行っている。審査は複数名で行っており、審査にかかる時間は約1分/件程度であるが、不備があった場合は、確認・補正等に相当期間要する。

○当県では平成31年4月に開校した管理栄養士養成校が開設4年目を迎え卒業生(80人程度)が輩出することもあり、栄養士および管理栄養士免許の事務作業が大幅に増加する見込みである。

令和4年度の新規免許取得者は130件近く予定しており、例年の免許申請数より著しい増加が見込まれる。(令和3年度管理栄養士免許新規申請者は49件)

事務処理増加に伴う職員の配置増はなく、担当職員の業務負担が大きくなる見込みである。加えてオンライン申請の開始により、申請者からのオンラインシステムに関する問い合わせ対応等の業務が増えることも懸念される。

オンライン申請は保健所(窓口)を介さない手法ということで立案されたと認識しているが、保健所を介さないことにより、本庁で確認作業や差し替えの依頼を実施することとなり、事務負担が大きくなる恐れがある。

以上のことからオンライン申請(保健所窓口を介さない申請)については都道府県経由事務の廃止を求める。

○当県も同様に、都道府県は経由するだけなのに、戸籍謄本の住所氏名等との照合や栄養士免許の確認などの事務負担が生じている。

各府省からの第1次回答

「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和4年6月7日閣議決定)において行くとされている各種免許・国家資格等のデジタル化の検討において、管理栄養士の各種申請に関する手続のオンライン化についても関係省庁とも協議の上、検討を行っているところである。

都道府県経由事務については、一連の免許関連手続のうちどの程度までオンライン化が可能かは今後の検討によるものの、可能な限り事務負担が軽減されるよう、引き続き管理栄養士の各種申請に関する手続のオンライン化の検討の中で議論を行うこととしたい。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

デジタル庁、総務省、厚生労働省 第1次回答

管理番号

113

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

03_医療・福祉

提案事項(事項名)

調理師免許関係手続に係る「国家資格等情報連携・活用システム(仮称)」の活用

提案団体

関西広域連合

制度の所管・関係府省

デジタル庁、総務省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

調理師免許関係手続について「国家資格等情報連携・活用システム(仮称)」によりデジタル化し、都道府県及び同手続に係る府県の事務を一元的に実施している当広域連合において同システムを活用できるよう求める。

具体的な支障事例

調理師の免許申請、名簿の訂正、免許証書換及び免許証再交付の申請については、現在、申請書・添付書類ともに全て書面により提出を求めている。このうち、名簿登録事項となっている本籍地都道府県名等の確認のために必要となる、戸籍謄本若しくは戸籍抄本又は住民票(本籍地記載)の添付が申請者、申請受付担当者双方にとって大きな負担となっている。

当初の免許証交付時点から長年経過した後の書換交付や再交付の申請も多く、婚姻による氏名の変更や、本籍地都道府県名の変更などを、当広域連合での名簿登録情報と一致するまで遡って確認する必要があり、場合によっては、改正原戸籍謄本等まで取り寄せるよう依頼を繰り返すこともある。申請者にとって何度も市区町村への戸籍謄本等取り寄せ手続を行うのが煩雑なばかりでなく、申請受付担当者にとっても、申請者へ何度も再提出の依頼や説明を行う事務作業や書類等のやりとりにより多くの時間を費やしている。

このような事態が生ずる原因は、資格保有者に義務付けている調理師名簿訂正申請(調理師法施行令第11条第1項)が義務どおりに履行されることが少ないことにある。実務上は、申請者が転職・再就職等しようとした際、免許取得以後の改姓(結婚、離婚等)、本籍地変更等で手元の免許証が使えなかったり、免許証を紛失していたりして、現在の氏名や本籍地の表示された免許証が必要になったときにはじめて名簿訂正・免許証書換交付が一体的に申請されるのが大半である。

この免許関係手続について、国が構築中の「戸籍情報連携システム(仮称)」とデータ連携する「国家資格等情報連携・活用システム(仮称)」を活用できれば大きな改善が見込まれる。同システムでは、1年に1回程度の頻度で地方公共団体情報システム機構等に資格者情報を照会し、登録事項変更についての必要な届出がされていない資格保有者を把握し、当該資格保有者に届出勧奨を行って資格保有者の登録内容の正確性を確保することが考えられており、現場における支障の発生そのものを抑制することも期待される。

しかし、同システムの令和6年度運用開始時には、税・社会保障に係る32資格のみが対象とされ、調理師が同システムの対象かどうか、また、対象となる場合の運用開始時期については明らかにされていない。

【参考】令和3年度当広域連合処理件数:新規交付 4,463 件、書換交付 1,223 件、再交付 1,277 件

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

調理師免許関係手続が「国家資格等情報連携・活用システム(仮称)」で可能となることにより、全面的なデジタル化が実現する。

特に、「戸籍情報連携システム(仮称)」とのデータ連携による戸籍、除籍等の情報確認が可能となれば、申請者の手続負担が大きく軽減されるばかりでなく、結果として申請者への免許証交付までの期間も短縮され、時間的

にも経費的にも手続の合理化や事務の効率化が望める。

根拠法令等

住民基本台帳法第30条の11、第30条の15、別表第三、別表第五、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項、第19条第8号、別表第一、別表第二、調理師法施行令第1条、第11条、調理師法施行規則第1条第2項第2号

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

茨城県、川崎市、広島市、高知県、那覇市

—

各府省からの第1次回答

御提案の調理師免許関係手続のオンライン化については、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和4年6月7日閣議決定）において行くとされている各種免許・国家資格等のデジタル化の推進の状況等を踏まえて、関係省庁とも協議の上、検討を進めていく。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

デジタル庁、総務省、厚生労働省 第1次回答

管理番号

114

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

06_環境・衛生

提案事項(事項名)

製菓衛生師免許関係手続に係る「国家資格等情報連携・活用システム(仮称)」の活用

提案団体

関西広域連合

制度の所管・関係府省

デジタル庁、総務省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

製菓衛生師免許関係手続について「国家資格等情報連携・活用システム(仮称)」によりデジタル化し、都道府県及び同手続に係る府県の事務を一元的に実施している当広域連合において同システムを活用できるよう求める。

具体的な支障事例

製菓衛生師の免許申請、名簿の訂正、免許証書換及び免許証再交付の申請については、現在、申請書・添付書類ともに全て書面により提出を求めている。このうち、名簿登録事項となっている本籍地都道府県名等の確認のために必要となる、戸籍謄本若しくは戸籍抄本又は住民票(本籍地記載)の添付が申請者、申請受付担当者双方にとって大きな負担となっている。

当初の免許証交付時点から長年経過した後の書換交付や再交付の申請も多く、婚姻による氏名の変更や、本籍地都道府県名の変更などを、当広域連合での名簿登録情報と一致するまで遡って確認する必要があり、場合によっては、改正原戸籍謄本等まで取り寄せるよう依頼を繰り返すこともある。申請者にとって何度も市区町村への戸籍謄本等取り寄せ手続を行うのが煩雑なばかりでなく、申請受付担当者にとっても、申請者へ何度も再提出の依頼や説明を行う事務作業や書類等のやりとりに多くの時間を費やしている。

このような事態が生ずる原因は、資格保有者に義務付けている製菓衛生師名簿訂正申請(製菓衛生師法施行令第3条第1項)が義務どおりに履行されることが少ないことにある。実務上は、申請者が転職・再就職等しようとした際、免許取得以後の改姓(結婚、離婚等)、本籍地変更等で手元の免許証が使えなかったり、免許証を紛失していたりして、現在の氏名や本籍地の表示された免許証が必要になったときにはじめて名簿訂正・免許証書換交付が一体的に申請されるのが大半である。

この免許関係手続について、国が構築中の「戸籍情報連携システム(仮称)」とデータ連携する「国家資格等情報連携・活用システム(仮称)」を活用できれば大きな改善が見込まれる。同システムでは、1年に1回程度の頻度で地方公共団体情報システム機構等に資格者情報を照会し、登録事項変更についての必要な届出がされていない資格保有者を把握し、当該資格保有者に届出勧奨を行って資格保有者の登録内容の正確性を確保することが考えられており、現場における支障の発生そのものを抑制することも期待される。

しかし、同システムの令和6年度運用開始時には、税・社会保障に係る32資格のみが対象とされ、製菓衛生師が同システムの対象かどうか、また、対象となる場合の運用開始時期については明らかにされていない。

【参考】令和3年度当広域連合処理件数:新規交付 1,113 件、書換交付 157 件、再交付 80 件

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

製菓衛生師免許関係手続が「国家資格等情報連携・活用システム(仮称)」で可能となることにより、全面的なデジタル化が実現する。

特に、「戸籍情報連携システム(仮称)」とのデータ連携による戸籍、除籍等の情報確認が可能となれば、申請者

の手續負担が大きく軽減されるばかりでなく、結果として申請者への免許証交付までの期間も短縮され、時間的にも経費的にも手續の合理化や事務の効率化が望める。

根拠法令等

住民基本台帳法第30条の11、第30条の15、別表第三、別表第五、行政手續における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項、第19条第8号、別表第一、別表第二、製菓衛生師法施行令第1条、第3条、製菓衛生師法施行規則第1条第2項第1号

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

茨城県、高崎市、川崎市、広島市、福岡県、那覇市

—

各府省からの第1次回答

御提案の製菓衛生師免許関係手續のオンライン化については、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和4年6月7日閣議決定）において行うとされている各種免許・国家資格等のデジタル化の推進の状況等を踏まえて、関係省庁とも協議の上、検討を進めていく。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

デジタル庁、総務省、国土交通省 第1次回答

管理番号

115

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11_その他

提案事項(事項名)

全国通訳案内士登録関係手続に係る「国家資格等情報連携・活用システム(仮称)」の活用

提案団体

関西広域連合

制度の所管・関係府省

デジタル庁、総務省、国土交通省

求める措置の具体的内容

全国通訳案内士の登録に関する事務について、「国家資格等情報連携・活用システム(仮称)」によりデジタル化し、都道府県及び府県の事務を一元的に実施している当団体において同システムを活用できるよう求める。

具体的な支障事例

全国通訳案内士となるには、全国通訳案内士試験に合格後、居住する都道府県の知事の登録を受けなければならない。登録事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。変更の届出に当たっては、当該変更が行われたことを証する書面を添付する必要がある。

そのため、変更の届出を行おうとする者にとって、当該変更が行われたことを証する書面(住所地の変更の場合には住民票の写し、氏名の変更の場合には戸籍抄本など)の準備に係る手間や費用の負担が生じているとともに、府県の事務を一元的に実施している当団体にとっても、変更の届出を行おうとする者への説明や書類の確認が手間となっている。

また、資格保有者には登録事項に変更があった場合の届出が義務付けられているが、実態としては、登録事項に変更があっても届出がなされていないことも多いと認識している。現在は、変更の届出がなされていない場合にそのことを把握する手段がないため、全国通訳案内士登録簿の正確性が損なわれていると考えている。

さらに、過去に変更の届出がなされないまま複数回の氏名の変更があった場合等、変更の届出をしようとする時点での書面では変更の経緯が確認できないケースでは、当団体の全国通訳案内士登録簿と一致するまで遡って確認する必要があるため、改製原戸籍謄本まで取り寄せるよう依頼する必要が生じることもあり、変更の届出を行おうとする者と当団体の双方にとってさらに大きな負担となっている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

「国家資格等情報連携・活用システム(仮称)」の活用により、住民票の写しや戸籍抄本の添付の省略が可能となり、変更の届出を行おうとする者と当団体の双方の負担軽減となる。

根拠法令等

通訳案内士法第20条、第23条、通訳案内士法施行規則第16条、第19条第1項、住民基本台帳法第30条の11、第30条の15、別表第三、別表第五、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項、第19条第8号、別表第一、別表第二

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

宮城県、茨城県、埼玉県、愛知県

○全国通訳案内士試験合格後、当県で新規登録をする際、また住所や氏名が変更になった際には、窓口での申請を行っている。その際には本人確認や変更内容を証する書面として、住民票や戸籍謄本、戸籍抄本等の提出を求めている。上記の書類を取得する際に手数料がかかってしまうことに加え、変更の履歴が確認できない場合(住民票を移していない等の理由により発生)がある。後者においては、本籍地や以前住んでいた地域の自治体など複数に連絡を取る必要があり、申請者にとっても自治体にとっても大きな負担となる。

「国家資格等情報連携・活用システム(仮称)」を活用できるようにすることで、申請者は書類の提出量が減り、手数料(本人確認や変更内容を証する書面を取得する際の手数料を指す)の負担がなくなる。また自治体は対応時間の短縮、申請の簡素化が見込める。

○当県においても、登録者の住所・氏名等の変更の届出が速やかに行われていない事例がみられ、全国通訳案内士登録簿の正確性が損なわれていると考える。

○当県でも、転居を複数回行った後に申請されるケースや、氏名変更による変更届出を忘れており、転居時に合わせて変更の届出を行うケースが見受けられるが、そもそも現登録証の登録行政庁での登録の事実の確認と、現住所の証明書類があれば、その間の履歴を確認する必要性は低いと思われる。

なお、「国家資格等情報連携・活用システム(仮称)」の活用により、届出にかかる手続きの簡略化が図れるのであれば、登録行政庁及び通訳案内士本人、双方の負担軽減となると考える。

各府省からの第1次回答

御提案の通訳案内士登録関係手続のオンライン化については、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和4年6月7日閣議決定)において行うとされている各種免許・国家資格等のデジタル化の推進の状況等を踏まえて、関係省庁とも協議の上、検討を進めていく。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

デジタル庁、総務省、厚生労働省 第1次回答

管理番号

116

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

06_環境・衛生

提案事項(事項名)

クリーニング師免許関係手続に係る「国家資格等情報連携・活用システム(仮称)」の活用

提案団体

関西広域連合、滋賀県、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県

制度の所管・関係府省

デジタル庁、総務省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

クリーニング師免許関係手続について「国家資格等情報連携・活用システム(仮称)」によりデジタル化し、都道府県において同システムを活用できるよう求める。

具体的な支障事例

クリーニング師の免許申請、名簿の訂正、免許証訂正及び再交付の申請については、現在、申請に伴う添付書類について書面により提出を求めている。このうち、原簿登録事項となっている本籍地都道府県名等の確認のために必要となる、戸籍謄本若しくは戸籍抄本又は住民票(本籍地記載)の添付が申請者、申請受付担当者双方にとって大きな負担となっている。

当初の免許証交付時点から長年経過した後の訂正交付や再交付の申請、婚姻による氏名の変更や、本籍地都道府県名の変更などを、原簿登録情報と一致するまで遡って確認する必要があり、場合によっては、改製原戸籍謄本等まで取り寄せるよう依頼を繰り返すこともある。申請者にとって何度も市区町村への戸籍謄本等取り寄せ手続を行うのが煩雑なばかりでなく、申請受付担当者にとっても、申請者へ何度も再提出の依頼や説明を行う事務作業や書類等のやりとりに多くの時間を費やしている。

また、資格保有者が免許証訂正申請(クリーニング業法施行規則第8条)の手続きを怠り、義務どおりに履行されていない場合も考えられる。

この免許関係手続について、国が構築中の「戸籍情報連携システム(仮称)」とデータ連携する「国家資格等情報連携・活用システム(仮称)」を活用できれば大きな改善が見込まれる。また、同システムでは、自動的に登録事項変更についての必要な届出がされていない資格保有者に対して届出勧奨を行うことも考えられており、免許証訂正申請の手続きを促す効果も期待される。

しかし、同システムの令和6年度運用開始時には、税・社会保障に係る32資格のみが対象とされており、クリーニング師が同システムの対象かどうか、また、対象となる場合の運用開始時期については明らかにされていない。

【参考】令和3年度提案団体処理件数計:新規交付60件、訂正交付3件、再交付7件

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

クリーニング師免許関係手続が「国家資格等情報連携・活用システム(仮称)」で可能となることにより、全面的なデジタル化が実現する。

特に、「戸籍情報連携システム(仮称)」とのデータ連携による戸籍、除籍等の情報確認が可能となれば、申請者の手続負担が大きく軽減されるばかりでなく、結果として申請者への免許証交付までの期間も短縮され、時間的にも経費的にも手続の合理化や事務の効率化が望める。

根拠法令等

住民基本台帳法第30条の11、第30条の15、別表第三、別表第五、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項、第19条第8号、別表第一、別表第二、クリーニング業法第8条、クリーニング業法施行令第1条、クリーニング業法施行規則第4条第1号、第8条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

茨城県、群馬県、高崎市、大阪府、高知県、大分県、沖縄県、那覇市

○資格保有者が免許証訂正の手続きを怠っていることも考えられるため、手続きを促すためにも、システム活用は有効であるとする。

○クリーニング師の免許の名簿訂正、免許証訂正において、過去何回も戸籍の変更があり、他県も含めて複数回の戸籍取り寄せをしてもらうことになり、申請者に対し、負担を強いた。

各府省からの第1次回答

御提案のクリーニング師免許関係手続のオンライン化については、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和4年6月7日閣議決定）において行うとされている各種免許・国家資格等のデジタル化の推進の状況等を踏まえて、関係省庁とも協議の上、検討を進めていく。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

デジタル庁、総務省、厚生労働省 第1次回答

管理番号

117

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

06_環境・衛生

提案事項(事項名)

登録販売者登録関係手続に係る「国家資格等情報連携・活用システム(仮称)」の活用

提案団体

関西広域連合、滋賀県、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県

制度の所管・関係府省

デジタル庁、総務省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

登録販売者登録関係手続について「国家資格等情報連携・活用システム(仮称)」によりデジタル化し、都道府県において同システムを活用できるよう求める。

具体的な支障事例

販売従事登録の登録申請、登録事項変更、登録証書換、登録証再交付の申請等については、現在、申請書・添付書類ともに全て書面により提出を求めている。このうち、名簿登録事項となっている本籍地都道府県名等の確認のために必要となる、戸籍謄本若しくは戸籍抄本又は住民票(本籍地記載)の添付が申請者にとって大きな負担となっている。

当初の登録証交付時点から長年経過した後の書換交付や再交付の申請も多く、婚姻による氏名の変更や、本籍地都道府県名の変更などを、名簿登録情報と一致するまで遡って確認する必要があり、場合によっては、改正原戸籍謄本等まで取り寄せるよう依頼を繰り返すこともある。

このような事態が生ずる原因のひとつには、資格保有者に義務付けている登録販売者名簿の登録事項変更届出(医薬品医療機器等法施行規則第159条の9第1項)が義務どおりに履行されないことにある。このようなケースでは、資格保有者が登録証の呈示を必要とした際、当初登録以後の本籍地変更や改姓(結婚、離婚等)等で手元の登録証が使えなかったり、登録証を紛失していたりして、現在の氏名等が表示された登録証が必要と判明してはじめて届出がされる。

この登録関係手続について、国が構築中の「戸籍情報連携システム(仮称)」とデータ連携する「国家資格等情報連携・活用システム(仮称)」を府県内全ての所管部署(本庁、保健所等)において活用できれば大きな改善が見込まれる。例えば、同システムによって、1年に1回程度の頻度で地方公共団体情報システム機構等に資格者情報を照会し、登録事項変更についての必要な届出がされていない資格保有者を把握する等の作業を全て自動的に行うことで、現場における支障の発生そのものを抑制する活用も考えられる。

しかし、同システムの令和6年度運用開始時には、税・社会保障に係る32資格のみが対象とされ、登録販売者が同システムの対象かどうか、また、対象となる場合の運用開始時期については明らかにされていない。

【参考】令和3年度提案団体処理件数計：新規登録 2,659 件、書換交付 272 件、再交付 80 件

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

登録販売者関係手続が「国家資格等情報連携・活用システム(仮称)」で可能となることにより、「戸籍情報連携システム(仮称)」とのデータ連携による戸籍、除籍等の情報確認が可能となれば、申請者の手続負担が大きく軽減される。

ただし、住民票や戸籍抄(謄)本等以外の添付書類がデジタル化しなければ全面的なデジタル化は困難。

根拠法令等

住民基本台帳法第 30 条の 11、第 30 条の 15、別表第三、別表第五、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 9 条第 1 項、第 19 条第 8 号、別表第一、別表第二、医薬品医療機器等法第 36 条の 8 第 2 項、医薬品医療機器等法施行規則第 159 条の 7 第 2 項第 2 号、第 159 条の 9、第 159 条の 11 第 2 項、第 159 条の 12 第 2 項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

宮城県、滋賀県、山口県、高知県、大分県、沖縄県、那覇市

○販売従事登録の登録事項変更、登録証書換、登録証再交付の申請等については、登録を受けた都道府県知事あてに提出することとされているため、引っ越し等による戸籍抄本等の取り寄せに時間を要することがある。また、登録事項変更届については、事由の生じた日から 30 日以内に届出することとされており、時間的な制約もある。申請書等に添付が求められている届出の原因となる事実を証する書類の電子化が図られれば、申請者の負担を減らすことができる。

各府省からの第 1 次回答

御提案の販売従事登録関係手続のオンライン化については、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和 4 年 6 月 7 日閣議決定)において行うとされている各種免許・国家資格等のデジタル化の推進の状況を踏まえて、ご指摘の「国家資格等情報連携・活用システム(仮称)」の活用も含め、関係省庁とも協議の上、検討を進めていく。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 第1次回答

管理番号

15

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11_その他

提案事項(事項名)

マイナンバーカード更新時にカードの郵送受取を可能とすること

提案団体

松山市、今治市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、四国中央市、西予市、東温市、上島町、久万高原町、松前町、内子町、伊方町、松野町

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

有効期間満了などによるマイナンバーカード更新の際には、暗証番号や顔認証機能を活用することで窓口での本人確認を不要とし、原則として郵送によるカード受取ができるようにしていただきたい。

また、その際のカードの郵送は、カードの発行を行っているJ-LIS(地方公共団体情報システム機構)に担っていただきたい。

具体的な支障事例

当市ではマイナンバーカードの交付率が4割を超えており、累計交付枚数の約7割が、令和2年度から令和3年度の2年間に交付されたものであるが、その交付の際には窓口が滞留した。その10年後である令和12年度から令和13年度にはこれらのカードが有効期間満了を迎えるため、現行制度のままでは、更新された新たなカードを受け取るための来庁者により、再び交付窓口の滞留が見込まれる。

また、カード所持者が増加したことにより、住所変更や氏名変更や、複数回の転居などにより券面の追記欄に余白がなくなったことによるカードの再交付が数多く発生しており、地方公共団体の窓口業務の負担が増している。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

窓口へ出向くことなくカード受け取りできれば、市民の利便性が向上し、窓口対応等が減ることで地方公共団体の負担が軽減される。

根拠法令等

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第17条、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第3条、第22条、個人番号カードの交付等に関する事務処理要領

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

宮城県、郡山市、水戸市、日立市、小山市、桶川市、富士見市、千葉市、柏市、八王子市、柏崎市、金沢市、山梨県、半田市、枚方市、八尾市、寝屋川市、西宮市、和歌山市、倉敷市、吉野川市、高知県、大牟田市、熊本市、宮崎市

○交付率の向上とともに連動して見込まれる業務量であるため、現行制度のままでは、必ず事務処理量に限界

が出てしまうのではないかと考えられる。業務量の増減の差が大きく、人員配置などにも苦慮している。また、各種手続の電子化を進めながら、手続は窓口でしか出来ないという矛盾があるため、市民が役所の窓口へ向うことなくオンライン等による手続が行える措置を求める。

○当市においても、同様に、令和2年度から令和3年度の交付数が高いことから、同様の問題が懸念される。

○マイナンバーカードの更新は、J-LIS が送付している更新通知だけ見ると、全て「交付時来庁方式」で受付する想定になっており、更新にかかるカード交付業務により市区町村の負担は確実に増加する。したがって、本提案のように有効なマイナンバーカードを持つ住民については、「窓口での」本人確認を不要とする措置が必要である。

○マイナンバーカードの交付数の増加により、券面事項の変更、電子証明書等の暗証番号の初期化、電子証明書の更新、紛失等による再交付と、交付の対応だけに注力できる状況ではなくなっている。また、5年、10年ごとに窓口の拡大を行うことは、資材の調達、人員の確保という面でも負担が大きく困難である。

各府省からの第1次回答

マイナンバーカードは、対面やオンラインで安全・確実に本人確認を行うためのツールであり、なりすまし等による不正取得を防ぐため、申請時又は交付時に、市区町村の職員による対面での厳格な本人確認を経て、交付することを原則としている。

本人確認に当たっては、住民票に記載されている申請者の個人識別事項(氏名及び住所又は生年月日)と申請者が提示する本人確認書類に記載された個人識別事項が一致すること、申請者が提示する本人確認書類が偽造されているものでないこと、申請者の顔と新たなマイナンバーカード及び本人確認書類に表示された顔写真が同一人物のものかと判断できるか等の確認を行っているところである。有効期間満了によるマイナンバーカードの更新の際には、更新時点での申請者の顔と、新たなマイナンバーカード又は交付申請書及び本人確認書類に表示された顔写真の確認を行う必要があるが、これをオンラインで行おうとする場合、対面と比較して同等以上に正確に確認することは困難であると考えている。

また、マイナンバーカードの交付に合わせて電子証明書の発行が行われることも想定される。電子証明書の発行の際は、市区町村の窓口において対面での本人確認を経て発行することで、国際的な基準(米国立標準技術研究所(NIST)の認証に関するガイドライン(NIST SP 800-63-3)等)を踏まえて策定されている「行政手続におけるオンラインによる本人確認の手法に関するガイドライン」上、最高位の保証レベルを実現している。仮に自身のパソコンやスマートフォン等を用いて、オンラインで本人確認を行い電子証明書の発行を行う場合、他人には知られてはいけない秘密鍵をインターネット回線に流すというセキュリティ上の問題が生じるところ。また、ガイドライン上も保証レベルが下がってしまうことから、電子証明書の活用範囲が限定されてしまう可能性もある。上記の理由から、オンラインで本人確認を行って、マイナンバーカードの交付や電子証明書の発行・更新を行うことは、現在のところ想定していない。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 第1次回答

管理番号

90

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11_その他

提案事項(事項名)

マイナンバーカード交付事務において、委託事業者による本人確認を可能とすること

提案団体

徳島県、香川県、愛媛県、高知県

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

マイナンバーカード交付事務において、市町村職員だけではなく、カード交付事務委託事業者による本人確認を含めた申請受付が可能となるよう、必要な制度の整備を求める。

具体的な支障事例

【現行制度】

市町村は、マイナンバーカードを交付する場合、申請者の本人確認措置をとらなければならない。また、マイナンバーカード交付事務の一部は、民間事業者への委託が可能であるが、申請者の本人確認は市町村職員が行う必要があるとされている。

【支障事例】

スーパーやショッピングモールなど、県民に身近な施設でカードの申請手続を支援する「出張申請サポート」を実施している。出張申請サポートは民間事業者に委託しているが、民間事業者は本人確認ができないため、県民に身近な施設で本人確認を含めた申請受付を行う「出張申請受付」の場合には、市町村職員が会場に出向いて対応する必要がある。

しかしながら、市町村では、窓口でのカード交付対応等が忙しく人手が足りておらず、十分な人員を割くことができないため、出張申請受付は思うように実施できない状況となっている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

市町村の委託事業者が、単独で、市町村窓口以外で本人確認を含めたカード申請受付をできるようになり、カードは本人限定受取郵便等で送付することで、申請者は一度も市町村役場を訪問せずにカードの受取が可能となり、住民・市町村の負担が軽減される。

根拠法令等

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第17条第1項、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令第13条第4項、第13条の2、「マイナンバーカード交付円滑化計画の策定について」(令和元年9月11日付閣副第396号、府番第117号、総行情第49号、総行往第83号)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

宮城県、郡山市、川越市、富士見市、八王子市、山梨県、静岡県、半田市、八尾市、富田林市、寝屋川市、姫路市、西宮市、奈良県、岡山県、鳴門市、小松島市、吉野川市、美馬市、大牟田市、久留米市、宮崎県

○「出張申請サポート」を利用してマイナンバーカードの交付申請を行った際、本人確認書類を提示したにも関わらず、受け取りのため当町担当課窓口へ足を運んだうえ、再度本人確認書類の提示を求められたことに対して、申請者から苦情を受けた事例がある。本来は必要な事務作業であるが、本人限定受取郵便等を活用することで、窓口における事務の簡略化に資するうえ、申請者が担当窓口を訪れたり、確認書類を提示するなどの労力を省略できることから、窓口担当者のみならず申請者の負担軽減にもつながり、マイナンバーカード普及を促進するものとする。

○委託業者による本人確認が可能となれば、市町村の事務負担が軽減されるのはもちろんのこと、委託業者も市町村との事務調整に係る事務負担が軽減される。また現行制度においては、市町村が本人確認を行えるのは当該市町村の住民に限られることから、「出張申請受付」開催地の住民しか、カードを郵送で受け取ることができなかった。しかし、委託業者による本人確認が可能となれば、全国どこの「出張申請受付」の会場を利用しても、必要書類が揃っていればカードを郵送で受け取ることが可能となるため、申請のハードルが下がり、申請数が伸びることが大いに期待される。

○現在、県や国がスーパーやショッピングモールなど、市民に身近な施設でカードの申請手を支援する「出張申請サポート」を民間事業者に委託しているが、民間事業者は本人確認ができないため、県民に身近な施設で本人確認を含めた申請受付を行う「出張申請受付」の場合には、市町村職員が会場に出向いて対応する必要があります。しかし、当市では、窓口でのカード交付対応等が忙しく人手が足りておらず、十分な人員を割くことができないため、「出張申請受付」は思うように実施できない状況となっています。「出張申請受付」であれば、「出張申請サポート」と異なり、申請者が窓口に取りに来ずにカードが滞留することや、窓口での受け取りに人が滞留することを避けられます。さらに、滞留したカードについて交付を促す事務や、窓口での交付対応の時間も減少し、市民の利便性の向上と担当課の職員の負担軽減になります。さらに、民間事業者が「出張申請受付」をできるようにすれば、市民の申請機会も増え、カードの取得の普及促進になると考えられます。

○令和4年度末までにマイナンバーカードを行き渡らせるため、申請者の時間的あるいは場所的な制約など様々な要因を排し、効率的な申請受付を行うことが重要である。また県と市町村が連携し、商業施設等の多数の住民に取得促進を行うには、次のことが妨げとなっている。

(1) 住所地市町村以外の職員が本人確認をおこなえない。

「事務処理要領第4-1-エ」のとおり、申請時の本人確認は、極めて例外的な場合を除き、申請者の住所地市町村の職員が実施することが求められるため、広域的な申請会場(大規模商業施設やワクチン接種会場、免許センター等)の展開が困難となっている。

(2) マイナンバー交付担当職員の不足

多くの市町村においては、マイナンバー交付のための専任職員を配置することは、人手不足の中で困難となっており、出張申請などの対応が負担となっている。

(3) 本人確認における「対面規制」

「事務処理要領第4-3(1)」のとおり、申請者は住所地市町村が指定する場所に出頭を求められ、対面で本人確認を行う必要があり、申請時来庁方式で受付するには、申請会場に当県内 39 市町村の職員を揃えることが求められる状態。

※デジタル原則の中いまだに対面規制が残存している。

各府省からの第1次回答

マイナンバーカードの交付及び電子証明書の発行に当たっては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)及び電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)において、本人確認、すなわち申請書に記載された申請者の情報と住民基本台帳の情報を照合することによる申請者が実在することの確認と、本人確認書類の提示を受けることによる申請者の本人性の確認を行うこととしている。

この本人確認が行われることによりマイナンバーカード及び電子証明書に係る記載・記録事項が公証されたものとなり、例えば、本人確認を経て発行された署名用電子証明書を用いて行政手続に係る電子申請を行うと、住民票の写しや住民票記載事項証明書の提出を省略して手続を行うことが可能となる(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第11条及び情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令(平成15年政令第27号)第5条)。

このため、カードの交付及び電子証明書の発行等に係る事務において行われる本人確認は、上記のように書類の添付を省略することが可能となるといった法律上の法的効果の発生が予定されているものと言えることから、公権力の行使に該当するものと解される。こうした公権力の行使について民間事業者に委託することは、適当でないと考えている。

なお、マイナンバーカード交付事務費補助金においては、出張申請受付、申請サポート事業等の実施を含めマ

イナンバーカード交付のための会計年度任用職員に係る報酬又は給料等についても補助対象としているため、積極的に活用されたい。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

デジタル庁、総務省 第1次回答

管理番号

246

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11_その他

提案事項(事項名)

電子証明書の更新及びマイナンバーカードに係る各種パスワードの初期化・再設定手続の非対面化

提案団体

特別区長会、龍ヶ崎市、大磯町、豊田市、砥部町、佐世保市、宮崎市

制度の所管・関係府省

デジタル庁、総務省

求める措置の具体的内容

マイナンバーカードに搭載されている「電子証明書の更新」や「各種パスワードの初期化・再設定」の手続を、区市町村の窓口等、対面による手続に限定せず、コンビニのキオスク端末やオンラインでも可能とするなど、来庁せずかつ職員の手を介さない手法でも手続ができるよう、公的個人認証サービス事務処理要領における「市区町村の窓口など対面による手続」に関する記載(記載例:市区町村受付窓口へ提出、ICカードを持参する必要等)を改定し、コンビニやオンライン(マイナポータル等)でも手続ができることを明文化する等、必要な措置を求める。

具体的な支障事例

【現行制度】

電子証明書の更新や各種パスワードの初期化・再設定については、申請者の本人確認のため、区市町村の窓口など対面による手続が必要とされている。

【支障事例】

近年マイナンバーカードを活用する機会が増えてきたこともあり、いざ活用する場面になって、電子証明書の有効期限切れやパスワードの失念等により使用できないことが発覚し、更新等の手続のために来庁した方で、区役所等の窓口が混雑するケースが増えている。

【制度改正の必要性】

マイナンバーカードの新規発行数は、ここ数年で急増しており、当区では令和4年5月1日現在で55%が保有している。今後全国的にも、短期間でカード保有者が急増していくことが見込まれる。令和7年度以降、当区にはマイナンバーカードの電子証明書の更新等のために、毎年3万から4万人が来庁することが見込まれ、窓口運営に支障をきたすことが懸念される。

【支障の解決策】

署名用電子証明書のパスワードの初期化・再設定については、専用アプリによる顔認証等により、コンビニのキオスク端末でも手続が可能となった。

電子証明書の更新や各種パスワードの初期化・再設定についても、同様の手法を活用するなど、コンビニやオンラインでも手続ができるようにしていただきたい。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

電子証明書の更新手続や各種パスワードの初期化・再設定がコンビニやオンラインなど、来庁しなくてもできるようになることで、利用者は時間や場所に縛られず、いつでも、どこからでも手続ができるようになり、利便性が大きく向上する。

また行政側についても、窓口対応時間が縮減され、業務の効率化につながる。

根拠法令等

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第3条、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則第9条、公的個人認証サービス事務処理要領

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

宮城県、郡山市、水戸市、ひたちなか市、小山市、川越市、桶川市、富士見市、柏市、八王子市、金沢市、半田市、豊中市、八尾市、富田林市、寝屋川市、西宮市、倉敷市、吉野川市、今治市、高知県、大牟田市、久留米市、熊本市、宮崎県

○マイナンバーカードの利活用が広がると、電子証明書の更新や暗証番号の初期化、再設定等が必要となる市民が多くなる。カードを取得した後の市民サービス向上の声も市民から上がっている現状があるため、非対面化といった手続きの必要な措置を求める。

○電子証明書を含めた更新は5年ごとに必要である。対面を前提とした現行では、交付件数が多い年度から起算して5年ごとに市の事務量が増え、年度間の業務量の平準化ができない。

市区町村窓口等を介さずにできるようになることで、市民の利便性が向上され、行政側の負担も軽減できる。

○当市におけるマイナンバーカードの交付件数は制度の初年及びマイナポイント実施年の2つのピークがある。そのため、令和8年には平成28年にカードの交付を受けた市民の有効期限切れに伴う再交付対応と令和3年にカードの交付を受けた成人の電子証明書更新・未成年の再交付対応が重複し、こうしたケースだけで年間3.5万人の来庁者が見込まれる。また、令和8年にはカードの交付率が現在の倍以上になり、これまで以上の券面更新・暗証番号再設定等の事務が生じることが想定される。庁舎窓口カウンターの構造や統合端末・住基ネット回線の手配を考えると臨時的な窓口増設等による処理能力増強には限界があるため、窓口事務・バックヤード事務に支障をきたすことが懸念される。

○当市においても、今後、年3万～5万人の更新が見込まれる。オンラインやキオスク端末などで手続きが可能となることで、窓口対応時間が短縮され、更新手続きの促進にもつながると考える。

各府省からの第1次回答

電子証明書の発行の際は、市区町村の窓口において対面での本人確認を経て発行することで、国際的な基準（米国立標準技術研究所（NIST）の認証に関するガイドライン（NIST SP 800-63-3）等）を踏まえて策定されている「行政手続におけるオンラインによる本人確認の手法に関するガイドライン」上、最高位の保証レベルを実現している。仮に、自身のパソコンやスマートフォン等を用いて、オンラインで本人確認を行い、電子証明書を発行する場合、他人には知られてはいけない秘密鍵をインターネット回線に流すというセキュリティ上の問題が生じる。また、ガイドライン上も保証レベルが下がってしまうため、電子証明書の活用範囲が限定されてしまう可能性がある。したがって、本人確認を対面で行い、電子証明書を発行することで、オンラインでも安全・確実に本人確認を行える、極めて高い認証強度を持ったデジタル社会の基盤となるツールとなっていることから、マイナンバーカードの電子証明書をオンラインで発行・更新することは、現在のところ、想定していない。

また、パスワードは原則として本人のみが知っているものであり、認証の1要素を構成するものであるから、各種パスワードの初期化・再設定については、適切な本人確認を行った上で手続きを行う必要がある。署名用電子証明書の暗証番号の初期化・再設定については、令和2年度における特別定額給付金実施時の状況を踏まえて、利用者証明用電子証明書の暗証番号の確認及びカードのICチップ内の顔画像とスマホで撮影した顔写真の照合を複合的に組み合わせることによって、対面によらずに本人確認を実現し、コンビニのキオスク端末を用いて行うことができるようにしている。一方で、署名用電子証明書以外の暗証番号について、対面での本人確認を行わずに初期化・再設定を行うことができるようにすることについては、認証強度が確保できるかとの観点やシステム開発に係る費用対効果の観点から慎重な検討が必要と考えている。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 第1次回答

管理番号

280

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11_その他

提案事項(事項名)

市区町村窓口等を介さないマイナンバーカード更新手続の実現

提案団体

宮崎市

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

マイナンバーカードの更新は、オンライン(マイナポータル等)またはコンビニのキオスク端末からの申請手続を可能とすること。また、オンラインにより、現に有するカードの写真と更新用写真との認証や、暗証番号確認等を可能とし、更新カードは本人限定受取郵便で送付する等、市区町村窓口等の対面手続に限定せずに更新手続ができるよう、「個人番号カードの交付等に関する事務処理要領」の住所地市町村の事務所への出頭を求める記載等を改定するとともに、オンライン等でも更新手続ができることを明文化する等、必要な措置を求める。

具体的な支障事例

【現行制度】

マイナンバーカード更新のためには、申請者の本人確認のため、市区町村窓口など対面による手続が必要とされている。

【支障事例】

現状でもマイナンバーカード交付関連手続のために市区町村窓口が混雑している中で、今後、健康保険証や運転免許証等との一体化により、マイナンバーカードの普及・利活用が進めば、カード更新等の手続のために来庁した方で、更なる窓口の混雑が予想され、市区町村の窓口だけでは対応しきれない恐れがある。

【制度改正の必要性】

個人番号カードの交付等に関する事務処理要領やカード交付に関する法令は、平成28年1月から始まったマイナンバーカードの初回交付を想定した内容になっていると思料され、カード普及後を見据えた改正が必要である。

【支障の解決策】

署名用電子証明書のパスワードの初期化・再設定については、専用アプリによる顔認証等により、コンビニのキオスク端末でも手続が可能となった。

マイナンバーカードの更新についても、同様の手法を活用するなど、コンビニやオンラインでも手続ができるようにしていただきたい。

【参考】

当市のマイナンバーカード更新対象者(見込み)

令和4年度 865人

令和5年度 1,466人

令和6年度 12,167人

令和7年度 50,066人

窓口における一人当たりの手続きに要する時間:15分(申請)+15分(交付)

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

マイナンバーカードの更新が、コンビニやオンラインなど、市区町村窓口等を介さずにできるようになることで、利用者の大幅な利便性向上に繋がる。
また行政側についても、窓口対応時間が縮減され、業務の効率化につながる。

根拠法令等

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第17条、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令第13条の2、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令第29条、個人番号カードの交付等に関する事務処理要領第4-3-（1）

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

宮城県、郡山市、水戸市、小山市、桶川市、富士見市、柏市、八王子市、柏崎市、金沢市、山梨県、半田市、豊中市、枚方市、八尾市、富田林市、寝屋川市、西宮市、倉敷市、今治市、高知県、大牟田市、久留米市、熊本市、宮崎県、延岡市

○マイナンバーカードの利活用が広がると、電子証明書の更新や暗証番号の初期化、再設定等が必要となる市民が多くなる。カードを取得した後の市民サービス向上の声も市民から上がっている現状があるため、非対面化といった手続きの必要な措置を求める。
○電子証明書を含めた更新は5年ごとに必要である。対面を前提とした現行では、交付件数が多い年度から起算して5年ごとに市の事務量が増え、年度間の業務量の平準化ができない。
市区町村窓口等を介さずにできるようになることで、市民の利便性が向上され、行政側の負担も軽減できる。
○窓口において、他市にてマイナンバーを作成し、住民異動を行った者のマイナンバーカード関係の手続きなどを追加業務として行う必要があり、提案のとおり、業務量が増加する傾向にある。マイナンバーカードの性質上、個々人が所有していることもあり、住民異動の手続きなど、代表者のみの来庁では対応しきれず、後日の窓口混雑も招いている。
○当市におけるマイナンバーカードの交付件数は制度の初年及びマイナポイント実施年の2つのピークがある。そのため、令和8年には平成28年にカードの交付を受けた市民の有効期限切れに伴う再交付対応と令和3年にカードの交付を受けた成人の電子証明書更新・未成年の再交付対応が重複し、こうしたケースだけで年間3.5万人の来庁者が見込まれる。また、令和8年にはカードの交付率が現在の倍以上になり、これまで以上の券面更新・暗証番号再設定等の事務が生じることが想定される。庁舎窓口カウンターの構造や統合端末・住基ネット回線の手配を考えると臨時的な窓口増設等による処理能力増強には限界があるため、窓口事務・バックヤード事務に支障をきたすことが懸念される。
○当市においても、今後、年3万～5万人の更新が見込まれる。顔認証などの課題はあるものの、オンラインやキオスク端末などで手続きが可能となることで、窓口対応時間が短縮され、更新手続きの促進にもつながると考える。

各府省からの第1次回答

マイナンバーカードは、対面やオンラインで安全・確実に本人確認を行うためのツールであり、なりすまし等による不正取得を防ぐため、申請時又は交付時に、市区町村の職員による対面での厳格な本人確認を経て、交付することを原則としている。
本人確認に当たっては、住民票に記載されている申請者の個人識別事項（氏名及び住所又は生年月日）と申請者が提示する本人確認書類に記載された個人識別事項が一致すること、申請者が提示する本人確認書類が偽造されていないものでないこと、申請者の顔と新たなマイナンバーカード及び本人確認書類に表示された顔写真が同一人物のものかと判断できるか等の確認を行っているところである。有効期間満了によるマイナンバーカードの更新の際には、更新時点での申請者の顔と、新たなマイナンバーカード又は交付申請書及び本人確認書類に表示された顔写真の確認を行う必要があるが、これをオンラインで行おうとする場合、対面と比較して同等以上に正確に確認することは困難であると考えている。
また、マイナンバーカードの交付に合わせて電子証明書の発行が行われることも想定されること、電子証明書の発行の際は、市区町村の窓口において対面での本人確認を経て発行することで、国際的な基準（米国立標準

技術研究所(NIST)の認証に関するガイドライン(NIST SP 800-63-3)等を踏まえて策定されている「行政手続におけるオンラインによる本人確認の手法に関するガイドライン」上、最高位の保証レベルを実現している。仮に自身のパソコンやスマートフォン等を用いて、オンラインで本人確認を行い電子証明書の発行を行う場合、他人には知られてはいけない秘密鍵をインターネット回線に流すというセキュリティ上の問題が生じる。また、ガイドライン上も保証レベルが下がってしまうことから、電子証明書の活用範囲が限定されてしまう可能性もある。上記の理由から、オンラインで本人確認を行って、マイナンバーカードの交付や電子証明書の発行・更新を行うことは、現在のところ想定していない。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省、国土交通省 第1次回答

管理番号

42

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

09_土木・建築

提案事項(事項名)

土地所有者探索等のための住民基本台帳ネットワークシステムの利用範囲拡大

提案団体

山口市

制度の所管・関係府省

総務省、国土交通省

求める措置の具体的内容

市町村が行う所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法等に基づく土地所有者探索等の最新の住所情報の調査を行う事務など、幅広く住民基本台帳ネットワークシステムを利用できるようにするための住民基本台帳法の改正を求める。

また、国の機関や他の市町村等から、所有者不明土地対策等のために行われる住民票の写しの公用請求に係る事務負担の軽減や事業者からの土地使用権等の取得のための裁定申請等に添付する住民票の写しの提出を省略するため、国の機関や都道府県、市町村等の住民基本台帳ネットワークシステムの利用範囲の拡大に係る住民基本台帳法の改正を求める。

具体的な支障事例

市が所有者不明土地で事業を実施するために、所有者不明土地法第39条第2項に基づく土地所有者の探索を実施しようとする場合、土地所有者の登記名義人の住所地市町村に対して、住民票の写しの公用請求を行う必要があるが、当市においては調査期間に約4ヶ月、事業完了まで約2年と多大な時間を要したことがあり、円滑な事業実施の支障となっている。

また、国の機関や他の市町村等からの所有者の探索等に係る住民票の写しの公用請求が求められていることから、公用請求の対応に伴う事務負担が生じており、更に、事業者からの裁定申請等に住民票の写しの添付を求めていることにより、事業者の住民票の写しの申出に係る住民票発行業務が市町村側に発生し、それについて事務負担が生じている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

業務の効率化と事業の円滑化が可能となり、ひいては住民サービスの向上につながる。

また、住基ネットの利用範囲の拡大により、申請者からの住民票の写しの添付の省略を図ることで、申請者の負担軽減につながる。

根拠法令等

住民基本台帳法第30条の9、第30条の10第1項第1号、第30条の11第1項第1号、第30条の12第1項第1号、第30条の15第1項第1号及び第2項第1号、住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令第1条から第6条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

館林市、浜松市、鹿児島市

○市の用地取得事業において、土地所有者や相続人の探索を実施しようとする場合、土地所有者の登記名義人の住所地や戸籍地市町村に対して、住民票や戸籍の写しの公用申請を行う必要があるが、当市においても1回の公用申請について2週間から3週間の期間がかかり、全ての確認を行うために相当な時間を要している。

各府省からの第1次回答

所有者不明土地対策として住民基本台帳ネットワークシステムの活用が想定される事務について調査を行ったところであり、その調査結果も踏まえつつ、ご提案の内容も含めた住民基本台帳ネットワークシステムの活用について、必要な対応を検討することとしたい。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省、農林水産省 第1次回答

管理番号

125

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11_その他

提案事項(事項名)

林地台帳の作成・更新に関する事務について住民基本台帳ネットワークシステムを利用可能とする見直し

提案団体

福井市、福井県

制度の所管・関係府省

総務省、農林水産省

求める措置の具体的内容

森林法第 191 条の4に基づく林地台帳作成・更新事務において、相続等による新たな森林所有者情報を円滑に取得できるよう、住民基本台帳法別表に当該事務を追加し、住民基本台帳ネットワークシステムの利用を可能とすることを求める。

具体的な支障事例

市区町村は、意向調査や経営管理権集積計画の策定等において、対象となる森林所有者の氏名及び住所等を特定するために、森林法第 191 条の4に基づく林地台帳を基礎データとして活用している。
 現在、本市における林地台帳の作成・更新は、法務局から提供された不動産登記簿情報や登記済通知書情報、課税部局から提供された固定資産課税台帳等の情報をもとに行っている。
 しかしながら、課税されていない山林は、固定資産課税台帳では正確に確認できない場合があり、依然として戸籍謄本や住民票等の公用請求により、森林所有者の氏名及び現住所を特定し、林地台帳を更新している。
 また、森林所有者が転出をしている場合は、現住所を特定するまでにさらなる調査を行う必要がある。さらに、森林所有者が死亡している場合は、戸籍謄本、除籍謄本等を当該対象市区町村に対して公用請求を行い、法定相続人を調査する必要がある、林地台帳の更新に多くの業務時間を費やしている。本市においても特に事務負担の大きい市外への郵送請求は毎年度 150～200 件程度行っており、法定相続人が何代にもわたる場合や転籍等を繰り返すなど調査が長期化し、法定相続人全員の現住所の特定に8カ月を要した事例もある。
 加えて、森林所有者特定のための公用請求に係る業務は、今後、全国的にもさらに増大していくことから、公用請求を受ける各市区町村の戸籍・住基担当課では、多大な事務量が過重な負担となる懸念がある。
 なお、都道府県においても県有林を所管していることから、所有者の特定において、同様の支障が生じている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

森林所有者を特定する際の住民基本台帳ネットワークシステムの利用を可能とすることで、森林所有者の本人確認情報（生存状況や現住所）を即時に確認し、公用請求に係る事務の効率化、省力化が図られ、速やかな林地台帳の更新につながる。
 併せて、公用請求に係る請求側、請求を受ける側の双方の自治体の事務負担も大幅に軽減され行政の合理化に資する。

根拠法令等

住民基本台帳法第 30 条の 9、第 30 条の 10、第 30 条の 11、第 30 条の 12、第 30 条の 15、住民基本台帳法別表第一から第六までの総務省令で定める事務を定める省令第 2 条、第 3 条、第 4 条、第 5 条、森林法第 10 条の 7 の 2、第 191 条の 4、第 191 条の 5

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、秋田県、渋川市、新潟県、金沢市、長野県、可児市、下呂市、滋賀県、枚方市、広島市、熊本市

○林地台帳の更新を登記情報等の照会により行っている。森林経営管理法に基づく意向調査や集積計画作成に当たって、林地台帳、登記情報により所有者調査を行っているが、数世代にわたって相続登記が行われていないため、公用請求により戸籍及び住民票を請求している。令和3年度の公用請求の実績は 1127 件に上っている。

○当県においても、林地台帳更新のために各市町村が多大な労力を費やしており、業務の効率化を図ることは非常に重要である。

各府省からの第 1 次回答

所有者不明土地対策として住民基本台帳ネットワークシステムの活用が想定される事務について調査を行ったところであり、その調査結果も踏まえつつ、ご提案の内容も含めた住民基本台帳ネットワークシステムの活用について、必要な対応を検討することとしたい。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 第1次回答

管理番号

89

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

04_雇用・労働

提案事項(事項名)

会計年度任用職員に勤勉手当が支給できる制度の確立

提案団体

徳島県、所沢市、京都府、京都市、堺市、神戸市、高知市、関西広域連合

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

会計年度任用職員(パートタイム)への勤勉手当支給を不可とする地方自治法の改正及び会計年度任用職員への勤勉手当は支給しないことを基本とすべきとする総務省通知の見直し

具体的な支障事例

【現行制度について】

パートタイム会計年度任用職員(地方公務員法第22条の2第1項第1号)は、地方自治法上、勤勉手当を支給できる規定がなく、また、フルタイム会計年度任用職員(地方公務員法第22条の2第1項第2号)も、総務省から示されている「会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアル」において、勤勉手当は支給しないことを基本としている。

【支障事例】

会計年度任用職員は、新型コロナウイルス感染症対策をはじめとした公務の運営にあたり、欠かすことのできない存在であるが、法律上の制約等により勤勉手当が支給されておらず、国及び地方の常勤職員や国の非常勤職員との間に不均衡が生じている(国の非常勤職員については、給実甲第1064号において、「職務、勤務形態等が常勤職員と類似する非常勤職員に対する当該給与については、常勤職員に支給する期末手当及び勤勉手当に係る支給月数を基礎として、勤務期間、勤務実績等を考慮の上支給すること」としている。)。同一労働同一賃金の原則を踏まえ、常勤職員に準じた給与制度とすることで、こうした不均衡を解消し待遇改善に繋げる必要がある。

また、人事院勧告や人事委員会勧告による賞与の支給月数の改定は、民間の支給状況等を踏まえ、引上げの場合は勤勉手当に反映し、引下げの場合は期末手当に反映する形がとられている。人事院勧告等に準じて会計年度任用職員の賞与の支給月数改定を行っている団体の場合、人事院勧告等による賞与の引上げ分が勤勉手当に配分されると、配分先となる勤勉手当の仕組みが整備されていない会計年度任用職員の賞与の引上げが行われないこととなる。

【支障の解決策】

会計年度任用職員に対し、常勤職員に準じた勤勉手当が支給できるよう議論を加速し、地方自治法の改正及び総務省通知を見直すなど諸制度を整備すべきと考える。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

会計年度任用職員の給与と、国及び地方の常勤職員や国の非常勤職員の給与とで均衡を図り、待遇改善を行うことにより、会計年度任用職員の人材確保や会計年度任用職員の意欲向上といった効果が見込まれ、ひいては行政サービスの向上に資するものとする。

根拠法令等

地方自治法第203条の2、(平成30年10月18日総行公第135号、総行給第49号、総行女第17号、総行福第211号、総行安第48号各都道府県知事、各都道府県議会議長、各指定都市市長、各指定都市議会議長、各人事委員会委員長あて総務省自治行政局公務員部長通知)会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアルの改訂について

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

秋田県、荒川区、長野県、広島市、徳島市、鳴門市、吉野川市、美馬市、海陽町、高松市、熊本市

○人事院勧告等による賞与の支給月数の改定が引上げは勤勉手当、引下げは期末手当に反映されるため、会計年度任用職員の賞与は下がる一方である。

○提案団体と同様に常勤職員との待遇差の改善は必要と考える。また、議会や職員団体等からも同様の要望は多い。一方で、勤勉手当の性質からも個々の評価が必要となるため、職責や評価手法の整理については丁寧な議論が必要と考える。

○制度導入にあたっては、財政負担増加に対する財源措置とともに、支給方法等について地方の意見を踏まえたものとしていただきたい。

各府省からの第1次回答

勤勉手当の支給に関しては、国の期間業務職員への期末・勤勉手当の支給に係る各省庁の最近の運用状況等も踏まえ、検討すべき課題と認識しており、会計年度任用職員制度の創設に当たり地方公共団体との意見交換等を行った経緯も考慮し、まずは、検討すべき事項について地方公共団体の意見を伺うこととする。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省、法務省 第1次回答

管理番号

38

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11_その他

提案事項(事項名)

登記所から都道府県に直接通知されることとされた登記の情報への固定資産評価額及び建築年月日情報の追加

提案団体

北広島市、宮城県、福島県、栃木県、千葉県、新潟県

制度の所管・関係府省

総務省、法務省

求める措置の具体的内容

地方税法施行規則第15条の5の3に、地方税法第382条第1項の規定を同法同条第2項において準用する場合であつて、かつ、同法第73条の20の2の規定に基づき当該市町村を包括する道府県の知事に通知するときには、土地については登記所が保有している固定資産評価額を、建物については登記所が保有している固定資産評価額及び建築年月日を追加すること。

具体的な支障事例

【制度改正の経緯】

令和元年地方分権改革に関する提案募集における「不動産取得税の課税資料として、登記所からの不動産登記情報の電子データ提供を可能にする」との提案を受けて、令和4年度税制改正にて、令和5年4月1日から、登記所から都道府県への登記済通知書の直接送付が行われることとなった。

【支障事例】

今般、登記所から都道府県へも直接登記の情報について通知されることとなったものの、現行の登記の情報のみでは、不動産取得税の課税等はできないことから、不動産取得税事務に関する市町村及び都道府県の事務負担の大きさは変わらない。

当市所在都道府県内では、市町村が、登記所から受けた登記の情報の通知に、当該不動産の固定資産評価額や建築年その他参考事項等を加えて、都道府県へ通知しており、市町村の事務に多大な負担が生じている。また、都道府県によっては、都道府県が自ら登記の情報及び不動産の固定資産評価額を把握する事務を実施しなければならない場合もあり、事務に多大な負担が生じている。

【制度改正の必要性】

自ら登記の情報及び不動産の固定資産評価額を把握する事務を実施している県の中には、この事務に年間延べ700日、2,200人以上の労力を要しているところ、提案が実現した際には、この労力を削減することができる見込まれる県がある。

また、当市をはじめとした、市町村が、登記所から受けた登記の情報の通知に、当該不動産の固定資産評価額や建築年その他参考事項等を加えて、都道府県へ通知することとしている市町村についても、提案が実現した際には、この労力を削減することができる。

さらに、新築又は中古の住宅及び住宅用の土地に係る特例措置(地方税法第73条の14第1項、同法同条第3項及び同法第73条の24第1項から第3項)の適用については、令和4年度税制改正にて、都道府県が当該特例措置の要件に該当すると認める場合には、納税義務者からの申告がなくとも当該特例措置を適用することができるようになったことから、提案が実現した際には、課税前に都道府県が当該特例措置の要件に該当するか否かを確認することができるようになるため、納税義務者の手続き負担の軽減が図られるとともに、申告受理事務や税額更正及び還付事務を削減することができる。

以上から、国及び地方を合わせて、国全体としての行政コストを最小化するという観点及び納税義務者の手続

き負担の軽減を図るという観点から、本件支障の解消を早急に実施すべきと考える。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

市町村及び都道府県相互の事務負担及び納税義務者の手続き負担の大幅な軽減が図られる。
また、不動産取得税の課税等の事務については、従前の紙媒体中心の事務から、登記所から都道府県へ提供される不動産登記情報の電子データを中心とした事務になり得ることなどから、地方税の分野における更なるデジタル化を促進することに寄与する。

根拠法令等

地方税法第 73 条の 14、地方税法第 73 条の 20 の 2、地方税法第 73 条の 24、地方税法第 382 条、地方税法施行規則第 15 条の 5 の 3

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北海道、室蘭市、北見市、網走市、江別市、赤平市、深川市、伊達市、別海町、森町、青森県、岩手県、花巻市、遠野市、紫波町、山形県、いわき市、茨城県、八王子市、十日町市、富山県、石川県、福井市、名古屋市、豊橋市、豊田市、常滑市、大阪府、枚方市、柏原市、兵庫県、加古川市、南部町、出雲市、山口県、周防大島町、さぬき市、愛媛県、宇和島市、八幡浜市、愛南町、熊本市、都城市、西都市、門川町

- 当市においては、不動産取得税にかかる評価額等の照会に対する回答事務の負担が軽減される。それにより、本来の課税事務に集中することができる。
- 毎月、市町村に出向き固定資産台帳の閲覧調査や郵送による価格等照会調査を行っている。閲覧調査では必要事項を手で書き写すため、職員にとって正確性を強く求められることによる負担が大きいこと、価格等照会では市町村職員に同様の負担をかけているのが実態であることから、登記の情報に固定資産評価額が追加されることにより、都道府県と市町村職員の負担軽減が可能となる。また、令和 4 年度税制改正により、住宅の特例措置（地方税法第 73 条の 14 第 1 項及び第 3 項並びに同法第 73 条の 24 第 1 項から第 3 項）の適用を客観的に認めるために、都道府県は要件の 1 つである建築年月日を必要とするため、これが追加されることにより、課税前に都道府県が当該特例措置の適用が判断できる範囲が広がる。
- 年間 180 時間ほど労力を割いており、データの集積により軽減できる労力である。
- 現在当市では、都道府県が不動産の固定資産評価情報をメールや直接当市への来庁により把握している。このため、要望のとおりになれば、都道府県が当市に対し調査する事項が軽減されるため事務の効率化につながると思われる。
- 当町においても登記済通知書を振興局に送付する際、固定資産税評価額を付して資料を送付しており、業務量の増大を招く一因になっている。登記所から都道府県に直接登記済通知書情報が提供されるのと合わせて、登記所が保有している固定資産税評価額も提供されれば、当町税務課の業務軽減につながることを期待できる。
- 現行の登記の情報のみの提供では、不動産取得税の課税等はできないことから、不動産取得税事務の担当者が、市町村の固定資産税課税部署へ来庁の上、直接照会を行っており、回答する市町村側でも相当の事務時間を費やしている。既に多くの市町村が、地方税法第 422 条の 3 に基づく通知（評価額通知）を、紙媒体と併せて電子データで登記所へ送信しており、登記所側で当該データを活用することによって、本提案は実現可能と考える。また、地方税法第 422 条の 3 に基づく通知についても、提供手段を電子データのみに変更し、地方税の賦課徴収に係る事務のデジタル化の推進を実現すべきと考える。
- 当県においては今後登記済通知データの活用について検討することとなるが、固定資産課税台帳の内容（特に評価額）については情報が無いため、当該データだけでは不動産取得税の課税はできない。本提案が実現すれば県内市町に負担をかけることなく、なおかつ当県の不動産取得税担当職員の負担を軽減することができる。
- 県から当市に対する固定資産評価額に係る照会が無くなることから、当市業務の負担軽減が図られる。
- 登記所からの通知では、固定資産評価額および建築年月日の情報が得られず、別途調査が必要である。

各府省からの第 1 次回答

提案中の支障事例に、「今般、登記所から都道府県へも直接登記の情報について通知されることとなったもの

の、現行の登記の情報のみでは、不動産取得税の課税等はできない」とあるが、まず前提として、地方税法等の一部を改正する法律(令和4年法律第1号)における地方税法第73条の20の2を新設した趣旨は、不動産取得税の課税の端緒となる情報として、不動産の取得に係る登記の情報を通知するというものであり、当該通知を用いて課税額の算出を行うことを想定したものではない。

そもそも、固定資産税評価額は、法務局が登記情報として保有する情報ではなく、登録免許税の算出のために市町村や申請人から提供を受けることにより知り得ている情報にすぎず、法務局において管理している情報ではなく、また、法務局において当該評価額の真正性を担保することができないことから、登記情報と固定資産税評価額情報を関連付けて提供することは困難である。

なお、都道府県が課税主体である不動産取得税は、固定資産税と同様に、適正な時価を課税標準とするとともに、固定資産評価基準によって評価額を決定するものである。そのため、現行制度においては、固定資産課税台帳に評価額が登録されていない不動産については都道府県が評価額を決定して市町村に通知し、固定資産課税台帳に評価額が登録されている不動産については市町村が都道府県に評価額を通知することとしている。このように、市町村と都道府県が相互に評価額を通知し合うことで、適切かつ効率的に不動産取得税及び固定資産税の課税を行う仕組みとしている。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

デジタル庁、財務省、経済産業省 第1次回答

管理番号

171

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

07_産業振興

提案事項(事項名)

セーフティネット保証及び危機関連保証の事務手続のオンライン化

提案団体

川西市、兵庫県

制度の所管・関係府省

デジタル庁、財務省、経済産業省

求める措置の具体的内容

セーフティネット保証制度に係る特定中小企業者及び特例中小企業者の認定事務は全国一律であることから、認定事務の円滑化、迅速化及び負担軽減のため、国が認定申請のための統一的なオンラインプラットフォームを整備及び導入し、事業者や金融機関が市町村等に行う認定申請及び信用保証協会における認定内容確認のオンライン化を求める。統一的なプラットフォームとすることで、事業者や金融機関が複数の市町村へ申請する際にも画一的な方法で簡便に行うことができるようにする。

具体的な支障事例

【現状】

セーフティネット保証制度では、中小企業信用保険法第2条第5項又は第6項の規定により、市町村長等が特定中小企業者又は特例中小企業者の認定を行うこととされている。

近年、添付書類の簡略化や、電子申請を取り扱う地方公共団体があるなど、少しずつ事務負担が軽減されている。しかし、全国的には中小企業者が地方公共団体に来庁して紙ベースの申請書及び添付資料を提出し、証明書を発行する手続を行っており、まだ事務手続の軽減・迅速化の余地がある。

【支障】

令和2年2月以降のコロナ緊急融資の申込殺到により、密を避けるべき状況下において、全国的に窓口の混乱が問題となった。

現状、オンライン環境が未整備の地方公共団体においては、証明書発行を受けるまでに来庁又は郵送で申請する必要があり、事業者又は代理で申請する金融機関にとって負担となっていることに加え、融資手続の停滞や融資実行の遅れが生じている。

新型コロナウイルス感染症拡大のリスクとなる移動や接触を減らすため、来庁や郵送での申請を継続することは避けるべきである。

添付書類の多さや減少率の手計算による数値確認も事務負担となっている。

また、新型コロナウイルス感染症の影響で売上高が減少した際は、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける前と比較することとなっているが、事業者が理解しておらず比較年度を間違えて申請しているケースが多く、再申請の事務負担が大きい。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

地方公共団体及び事業者の事務負担を軽減し、セーフティネット保証及び危機関連保証制度に係る認定事務の迅速化を図るとともに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大リスク軽減が図られる。

根拠法令等

特定中小企業者認定要領、特例中小企業者認定要領

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

札幌市、花巻市、いわき市、ひたちなか市、八王子市、高岡市、長野県、可児市、浜松市、豊橋市、山陽小野田市、高知県、大村市、熊本市、宮崎県、延岡市

○認定申請事務のオンライン化により、感染対策や審査事務の負担軽減が図れることや、自動点検が可能となり計算間違い等による訂正の必要が無くなるなどメリットがある。

○セーフティネット保証制度の認定事務は、来庁又は郵送により行っているが、今回のコロナ対策のように、全国的に影響のある事由によりセーフティネットが発動された場合、多くの申請が事業者からあるため、窓口が混乱することになる。認定事務自体は、複雑な作業ではないため、コロナ禍においては、移動や接触をなるべく避けるべきである。また、金融機関の速やかな融資実行事務の妨げにもなっている。

○現状、認定申請は郵送または窓口でしか受け付けていないため、事業主または代行金融機関の負担となっている。また、認定書の有効期限が1か月と定められている中では、受け取りに時間がかかることで、その後の融資実行までの手続が遅れ有効期限を失効することがある。また、全国一律の制度であるが、各自治体において独自様式を定めている場合もあり、代行金融機関が混乱している等の支障もあり、オンラインプラットフォーム構築により事務負担の軽減や手続の迅速化に高い効果が見込める。

○特に令和2年度は申請件数が多く、窓口申請者が殺到して対応に時間がかかった。

○令和2年2月以降、セーフティネット保証制度の認定申請が殺到したことにより、これまで累計で約 5,300 件の処理を行っており、担当職員（1名）が少ない中、膨大な事務量となっている。本申請は、感染対策のため、基本的に郵送で対応しているが、緊急的に資金繰り支援が必要となる場合は、金融機関や事業者が来庁して申請するケースも多く、感染リスクが高くなっている。新型コロナウイルス感染症に限らず、原油価格高騰や円安など、世界の不確実性が高まってきており、セーフティネット保証制度の申請件数が今後も増加すると推察される。膨大な事務量を効率的に処理していくため、デジタル化やオンライン化は必須であるが、市町村が単独でシステム構築・導入することは難しい。

○全国一律に押印廃止と法規定等整備するか、電子押印等、現行の行政システムに対応する必要がある。

○国がオンライン申請のプラットフォームを整備し、申請を一元化することで地方公共団体及び事業者の事務負担軽減に繋がる。ただし、地方公共団体、事業者の手続が煩雑になり、逆に双方の負担が増えることがないようなプラットフォームの構築を検討していただきたい。

各府省からの第1次回答

セーフティネット保証における認定申請事務については、既に一部の自治体において電子化が始まっており、国において、今年度中に全国展開に向けたシステムのあり方を調査の上、プロトタイプの構築による実証事業を通して検証し、来年度からの実装を目指しているところ。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

財務省、経済産業省 第1次回答

管理番号

288

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

07_産業振興

提案事項(事項名)

セーフティネット保証制度に係る認定機関の拡充

提案団体

大府市

制度の所管・関係府省

財務省、経済産業省

求める措置の具体的内容

セーフティネット保証制度に係る市町村長等が行う特定中小企業者又は特例中小企業者の認定事務について、商工会議所又は商工会の推薦を必要とするマル経融資(小規模事業者経営改善資金融資制度)のように商工会議所及び商工会においても認定可能とすることを求める。

具体的な支障事例

【現行制度】

セーフティネット保証制度では、中小企業信用保険法第2条第5項又は第6項の規定により、市町村長等が特定中小企業者又は特例中小企業者の認定を行うこととされている。

【制度改正の必要性】

新型コロナウイルス感染拡大により創設された本制度に係る認定申請の件数が非常に多く、事務負担が膨大なものとなっている。

令和2年度実績:第5項関連が706件(4号認定512件、5号認定194件)、第6項関連(危機関連保証)が544件

令和3年度実績:第5項関連が71件(4号認定41件、5号認定30件)、第6項関連(危機関連保証)が33件

また、認定事務を行う行政職員は、企業経営に対する知識が浅いものが多いため、書面確認による認定事務が作業的になりがちであり、本来行うべき「適切な支援の提供」を行うことが難しい。

【支障の解決策】

セーフティネット保証制度を利用する中小企業者は、経営状況が悪化しているため、制度利用による迅速な融資実行はもちろんのこと、経営状況に対する適切な助言も必要である。

そのため、公的機関に近い立場として中小企業の経営相談を受ける商工会議所及び商工会で認定事務を行うことが可能となることで、厳しい経営状況にある中小企業者の実態を迅速に把握し、融資実行に加えて適切な支援を提供できるようになる。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

商工会議所及び商工会が経営が厳しい中小企業者の状況を迅速に把握し、適切な支援につなげることが出来る。また、認定機関を増やすことで、認定事務の迅速化にもつながる。

根拠法令等

中小企業信用保険法第2条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

いわき市、八王子市、岐南町、浜松市、豊橋市、山陽小野田市、大村市、宮崎市、延岡市

○個人零細事業主などは、セーフティネット申請とともに、他の補助制度の案内や資金繰りといった経営相談も求められることがあるが、当市では対応が難しいため、商工会議所等を案内することになり事業主の負担となっている。認定窓口が当市のみのため、事務が集中し、かなりの負担となった。会議所等の経営支援機関でも行えるようになれば、その後の支援に繋げやすくなる。また、認定窓口の分散化は事務の一極集中を防ぐことになり、結果的に事務の迅速化に繋がる。その際は、各認定窓口で情報共有が可能になるよう、手続きのオンライン化、プラットフォーム化も合わせて実施してもらいたい。

○各申請を審査する際、事業者ごとに異なる事業内容や、売上高の算出を確認・理解するのに時間を要している。

○令和2年2月以降、セーフティネット保証制度の認定申請が殺到したことにより、これまで累計で約 5,300 件の処理を行っており、担当職員（1名）が少ない中、膨大な事務量となっている。本申請は、感染対策のため、基本的に郵送で対応しているが、緊急的に資金繰り支援が必要となる場合は、金融機関や事業者が来庁して申請するケースも多く、感染リスクが高くなっている。新型コロナウイルス感染症に限らず、原油価格高騰や円安など、世界の不確実性が高まってきており、セーフティネット保証制度の申請件数が今後も増加すると推察される。膨大な事務量を効率的に処理していくため、産官連携の考えのもと、市内中小企業の伴走型支援を実施している商工会議所や商工会を認定機関に追加することで、認定事務の迅速化が図られる。

各府省からの第1次回答

コロナ支援として実施された事業復活支援金の事前確認業務のように、商工会議所・商工会には、その時々の中企業を取り巻く状況に応じて新たな業務を依頼しているところであり、そうした事務負担増と代替手段の有無を十分に考慮する必要がある。

コロナ禍においては、セーフティネット保証の認定件数が大きく増大（約1万件（令和元年度）→100万件前後（令和2年度、令和3年度）し、市区町村の事務負担が増加した結果、融資の実行に遅れが生じたものと承知。しかしながら、一部自治体においてはその認定事務の電子化を行うことで事務負担を軽減していることから、まずは認定システム構築に向けた実証事業等を通じて、市区町村の事務の効率化の実現状況等を踏まえ検討する必要があると考える。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 第1次回答

管理番号

245

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

10_運輸・交通

提案事項(事項名)

シェアサイクルポートを都市公園法における公園施設として位置づけるための制度の整備

提案団体

特別区長会

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的内容

都市公園内にシェアサイクルポートを設置することができるようにするため、都市公園法における公園施設のうち「飲食店、売店、駐車場、便所、その他の便益施設で政令で定めるもの」を定める都市公園法施行令第5条第6項に「自転車賃貸事業の利用者の利便に資する施設」を追加する。又は、同項の「これらに類するもの」にシェアサイクルポートが含まれていることを明確化する。

具体的な支障事例

【現行制度とその課題】

都市公園にシェアサイクルポートを設置するためには、①「都市再生整備計画」を作成しシェアサイクルポートの設置について記載することで占用許可の特例を得る(都市再生特別措置法第62条の2)か、②シェアサイクルポートを都市公園法上の「公園施設」と位置付けて設置を許可する(都市公園法第2条・第5条、同法施行令第5条)か、2通りの方法が考えられる。

しかし、①の場合は、計画の作成に公園管理者や地元や議会等との調整、パブリックコメントの実施、それに伴う計画案の修正など、丁寧な調整と膨大な時間が必要となり、①の方法によることは現実的でない。

そのため、②の方法によることとしたいと考えているが、シェアサイクルポートを「公園施設」として設置してよいか法令上明らかでなく、設置許可の可否が公園管理者の解釈に委ねられているため、許可に二の足を踏んでいる公園管理者も多い。

【支障】

シェアサイクルの利用実績は毎年大きく伸びている。また、新型コロナウイルスの感染拡大に伴って、「新しい生活様式」において自転車の活用が推奨されるなど、新たな移動手段として、社会的な認知度と需要が急激に高まっている。そのような中で、上記課題により、都市公園内への柔軟なサイクルポート設置が出来ない状況となっている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

都市におけるサイクルポートの密な設置が可能となり、通勤や観光等の幅広い目的でシェアサイクルが使用されることになり、住民サービスの向上に資する。

また、複数年にまたがる計画策定等を経ずに最短で一か月程度での設置が可能となり、自治体職員の事務負担の軽減に繋がる。

その他、有事の際の職員の移動方法としても活用が可能であり、運営事業者と災害発生時の協定を結んでいる自治体もあることから、災害時における都市公園の機能にも資する。

根拠法令等

都市公園法第2条、都市公園法第5条、都市公園法施行令第5条第6項、都市再生特別措置法第62条の2、自転車活用推進法

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

ひたちなか市、さいたま市、三鷹市、長野県、名古屋市、京都市、兵庫県、広島市、大村市

○当市においても、他部局からの依頼により都市公園内へのシェアサイクルポート設置を行っているが、都市公園上の「公園施設」としての位置づけが明確ではないため、「都市再生整備計画」を作成し、条例改正を行った上で、占用許可の特例により設置の許可を行っている。一方で市内にある他自治体所管の都市公園においては、「公園施設」として許可を行っており、管理者によって判断が異なる事例が発生している。

当市としては、シェアサイクルポートが「公園施設」であるかないかについて、法令上の明確な基準は必要と考える。

○当市も現在、シェアサイクルポートを都市公園法の便益施設として設置を許可している。許可にあたり、公園管理者として解釈の妥当性の検討や説明に多くの時間を割いているケースもある。

○区市町村の事情により都市再生整備計画を策定できず、公立公園への設置が進まない事例がある。

○提案と同様に、当市においても都市公園内にシェアサイクルポートの設置を検討しており、都市公園法における公園施設の設置許可により、便益施設（その他これらに類するもの）として許可することを考えている。本判断は公園管理者の解釈に委ねられているため、都市公園法施行令第5条第6項への追記、もしくは国からの通達として、シェアサイクルポートが含まれていることを明確化してもらいたい。

各府省からの第1次回答

設置しようとする施設が公園施設に該当するか否かについては、公園管理者が、当該施設の機能や利用形態を当該都市公園の設置目的や性格に照らして具体的に判断するものであり、現行制度においては、その解釈を柔軟に行うことが可能である。

シェアサイクルポートについては、都市公園の効用を全うする施設であると公園管理者が判断した場合には、都市公園法施行令第5条第6項の「駐車場」に類するものとして、現行制度において設置することができるため、ご提案のとおり、その旨を明確にする通知の発出等により地方公共団体に周知してまいりたい。

なお、公園利用者以外の者の利用のみを想定して設置するシェアサイクルポートのように、設置しようとする施設が都市公園の効用を全うする施設とはいえない場合は、都市再生特別措置法上の占用許可特例のスキームを活用して設置されたい。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第1次回答

管理番号

118

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

03_医療・福祉

提案事項(事項名)

障害支援区分認定調査のオンライン化

提案団体

熊本市、船橋市、長崎市

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

障害者総合支援法に基づく居住地特例施設に入所する者や、へき地及び他の圏域に居住する者などへの障害支援区分認定調査の、医師・看護師等が同席するなど一定の要件を満たす場合におけるオンライン実施について、コロナ下の臨時的な取扱いとしてではなく、継続的に可能としていただきたい。

具体的な支障事例

障害者総合支援法に基づく居住地特例施設に入所する者や、へき地及び他の圏域に居住する者などへの障害支援区分認定調査については、原則、市町村職員(若しくは委託を受けた指定一般相談支援事業者の相談支援専門員等)が現地に赴き実施している。対象施設が遠方やへき地にあつて、委託可能な事業者が見つからない場合は、調査のためだけに職員が現地に出向かなければならず、旅費や移動時間の面から非効率である。なお、令和3年度には、新型コロナウイルス感染拡大防止を図る観点から臨時的な取扱いとして、施設での対面調査が困難な場合は、医師・看護師等が同席するなど一定の要件下でオンラインによる調査が可能とされ、本市においても実際にオンラインでの調査を行ったが、対面調査と同じ精度の結果を得ることができ、資料作成を含め、特に支障はなかった。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

居住地特例施設に入所する者や、へき地及び他の圏域に居住する者などへの調査に係る時間の短縮によって、新規申請者向け調査の待機期間短縮に繋がり、サービスを必要とする者に対して速やかに支給決定が行える。
また、現地調査に要する旅費や移動時間の削減、事業者へ委託する場合は旅費の精算等、契約に係る煩雑な事務処理の負担軽減に繋がる。

根拠法令等

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第20条第2項、「障害者総合支援法における障害支援区分認定調査員マニュアル」(平成26年4月厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

札幌市、宮城県、仙台市、山形市、前橋市、高崎市、相模原市、長野県、豊橋市、半田市、草津市、枚方市、加古川市、笠岡市、山口市、高知県、大村市、大分県、宮崎県

○居住地特例施設に入所する者や、へき地及び他の圏域に居住する者などへの調査については、現地の福祉

事務所や指定一般相談事業者への委託契約に係る煩雑な事務処理が負担となっている。

○市外の居住地特例施設に入所する者については、当該施設の所在地が県内の場合は市職員が現地に赴き調査しており、県外の場合は調査を委託若しくは他市町村職員へ囑託しているが、委託も囑託も不可能な場合には、相当な遠方地であっても市職員が現地に赴く必要があり、大きな事務負担となっている。また、旅費や委託料等の積算のため市外入所者の一覧を作成し、実施体制を調整するなどの負担も生じている。

各府省からの第 1 次回答

障害者総合支援法第 20 条第 2 項では、対面方式の面接により調査を行うことを規定しているが、これは対象者の心身の状況や置かれている環境を含め、中立的な立場から調査を実施することを前提としている。

調査における認定調査項目の判断に際しては、障害特性や個別性の適切な把握、特別なコミュニケーション手段を用いる必要がある場合の対応、歩行や立位の保持などの調査項目を安全に実施するための対応等に十分配慮し、サービス提供者や利用者本人と直接の利害関係を有しない中立な立場の調査員により行われる必要がある。

令和3年8月 27 日付事務連絡による認定の取扱いは、対象者が希望してもコロナ禍での面会規制等により認定調査を受けられないことで、対象者の不利益とならないようにするとの考え方により、緊急避難的に実施できることとしたものである。

一方、今回ご要望のあった遠方への調査については、障害者総合支援法第 20 条第 6 項において、市町村は障害者等又は障害児の保護者が遠隔の地に居住地又は現在地を有するときは、当該調査を他の市町村に囑託できることが規定されており、当該市町村職員が赴かずに中立的立場の調査員により調査が行えるように定められている。

今回ご提案のあった一定の要件を満たす場合の継続的なオンライン調査実施の可否については、これまでに行われた調査事例における課題の把握と調査の実態を踏まえた上で、慎重に対応を検討する必要があると考えている。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第1次回答

管理番号

127

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

03_医療・福祉

提案事項(事項名)

指定介護機関について介護保険法に基づく名称等の変更等の届出があった場合に生活保護法に基づく届出があったものとみなす等

提案団体

大阪府、福島県、栃木県、滋賀県、京都府、京都市、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、徳島県、関西広域連合

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

指定介護機関に関する名称その他事項の変更においては、現在は生活保護法第54条の2第5項及び第6項における法第50条の2の準用により変更、廃止、休止、再開(以下「変更等」という。)の届出を知事等が受けているが、介護保険法に基づき変更等があった場合には、生活保護法において変更等があったものとみなすこととされたい。

また、現在国においても生活保護システムの標準仕様が検討されているところであるが、上記みなし指定の拡充による指定・届出関係事務の窓口一本化を図り介護保険法指定データをベースとして生活保護法と一元管理・共有するシステムを構築し、事業者の利便性の向上及び行政事務の効率化・簡素化を図られたい。

具体的な支障事例

生活保護法の改正により平成26年7月以降に介護保険法の指定・許可を受けた介護事業については、生活保護法においてもみなし指定されることとなったが、事業者の変更、廃止、休止、再開(以下「変更等」という。)の届出義務は残存している。また、法改正以前に指定・許可を受けた介護事業においても介護保険法上の変更等の届出とともに生活保護法上の届出も必要となっている。

生活保護法において変更の届出が必要な事項については、介護保険法にて同事項が届け出られ管理されているにも関わらず、同時期に生活保護部局には届出されず失念されるケースが多く、正確な指定情報の把握に時間を要したり困難となることがあり、介護券の発行等の事務に支障をきたしている。また、介護機関も複数窓口へ同様の届出義務を負い、過剰な事務負担を強いており、行政においては、介護保険法と生活保護法における重複した変更入力や管理事務が生じ非効率を招いている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

介護機関指定に変更届出の窓口を一本化することで、介護機関においては、重複した事務手続の負担を軽減・簡略化することが可能となる。

また、生活保護法に基づく変更等届出義務の廃止により、行政事務の省力化が可能となる。さらに、変更等届出事項は、介護保険法の届出を生活保護法の届出とみなすことによりデータを一元管理でき、管理の正確性の向上につながる。

根拠法令等

生活保護法第50条の2、第54条の2第2項、第5項、第6項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北海道、仙台市、山形県、郡山市、茨城県、高崎市、千葉市、練馬区、川崎市、長野県、名古屋市、豊橋市、滋賀県、大阪市、寝屋川市、島根県、岡山県、広島市、下関市、松山市、高知県、大村市、熊本市、宮崎県

- 利用者が少ない事業者だと、大幅に変更等の把握が遅れ、郵便物の配達等にも影響があることもある。
- 生活保護法の変更届出が失念されるケースが多く、正確な指定情報の把握には、変更届出書の提出を待つため、時間を要し、介護券の発行等の事務に支障をきたしている。
- 当県の指定介護機関は令和4年6月現在 4,584 件となっている。令和3年度の処理件数は、みなし指定 395 件に対し、生活保護法上の届出によるものが 83 件あり、重複した処理により非効率を招いている。
- 令和3年度の変更届処理件数 40 件（介護事業所番号ごとに1件とカウント）。うち、福祉事業所からの情報提供により変更届未提出が判明した件数は 26 件。介護保険法の変更届により変更されたと誤認している事例も多い。
- 平成 26 年よりみなし指定が可能になったことで、変更時も届出の必要がないと誤解されることが多く、名称等を変更してから数か月後に「介護券の記載が変更以前のものになっているがなぜか」と問い合わせを受けることが多い。

各府省からの第 1 次回答

指定介護機関の指定及び指定取消しと変更等の届出においては、その性質が異なるところ、現状として、介護保険法上の変更等の届出がなされた場合に、生活保護法上の変更等の届出がなされたとみなす取扱いとはしていない。ご提案の変更等の際のみなし届の取扱いを仮に認めた場合、指定介護機関に係る届出先である都道府県等は、正確な指定情報を把握するため、介護保険制度上の届出先から、介護事業所の変更等に係る情報の提供を受ける必要があるが、両者の届出先が事業の種別により様々に異なる場合がある中で、事務負担等の観点から困難であると考えます。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第1次回答

管理番号

128

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

03_医療・福祉

提案事項(事項名)

指定介護機関について介護保険法に規定する介護機関でなくなったこと等をもって指定取消等を可能とすること

提案団体

大阪府、滋賀県、京都府、京都市、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、徳島県、関西広域連合

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

生活保護法改正以前に指定を受けた介護機関において、介護保険法に基づく指定の取り消し若しくは効力の停止(以降、「指定取消等処分」とする。)がなされたことを要件とし、生活保護法上の指定取消等処分が可能となるようされたい。

あるいは、介護保険法に基づく指定取消等処分がなされたことをもって生活保護法上で指定の効力を失う若しくは効力の停止があったものとみなすことが可能となるようされたい。

具体的な支障事例

指定介護機関に関する指定取消等処分に係る事務については、法第54条の2第5項において準用する法第51条第2項各号に基づき処理している。医療機関の指定取消については、法第51条第2項第1号において、法第49条の2第2項のとおり指定をしてはならない事項に該当するに至ったときを規定し、当該医療機関が健康保険法に規定する保険医療機関でないとき(同項第1号)を掲げている。指定介護機関も法第15条の2に基づき介護保険法に基づく指定介護事業者が介護扶助を行うこととされているが、法第54条の2第5項において、法第49条の2第2項第1号は準用しないこととされており、指定取消の要件に介護保険法に規定する介護機関でなくなったこと等をもって指定を取り消すこと等が規定されていないため、当該事由をもって指定取消等ができないのが現状である。このため、介護保険法上の指定取消等処分の事実のみをもって生活保護法上の指定取消等処分を行うことができず、生活保護部局において別途法的検討の上、指定取消等処分を行わなければならない。法的検討としては生活保護部局が行う指導及び検査等が挙げられるが、介護保険部局が指定取消等処分の判断を行った場合に生活保護部局がそれと異なる判断を行うことは考えられず、事務の重複が生じている。また、生活保護部局で検討を行うにあたり、指導や検査の実施や資料確認などの事務作業や処分の妥当性判断に多大な時間を要するため、生活保護部局において大きな負担となっている。

なお、生活保護法の改正により、平成26年7月以降に介護保険法の指定・許可を受けた介護機関については、生活保護法第54条の2第2項に規定されるとおり、生活保護法においてもみなし指定されることとなった。当該みなし指定を受けた場合、同条第3項及び第4項の適用を受けることとなるため、介護保険法上の指定取消等処分が行われた場合、生活保護部局においてもこの事実のみをもって指定取消等処分を行う。しかし、改正法施行以前に生活保護法上の指定を受けた介護機関については、法第54条の2第2項が適用されないため、同条第3項及び第4項の適用を受けない。このため、介護保険法上の指定取消等処分の事実のみをもって生活保護法上の指定取消等処分を行うことができず、生活保護部局において別途法的検討の上、指定取消等処分を行わなければならない。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

指定介護機関に対して介護保険法に基づく指定取消等処分が行われたことで生活保護法上指定取消等処分

が可能となり、同観点での指導や行政手続等の事務の重複がなくなる。

根拠法令等

生活保護法第49条の2第2項、法第51条第2項、法第54条の2第5項、第6項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北海道、郡山市、茨城県、高崎市、千葉市、練馬区、川崎市、長野県、名古屋市、豊橋市、滋賀県、大阪市、寝屋川市、岡山県、広島市、下関市、松山市、高知県、大村市、熊本市、宮崎県

○当市においても、指定介護機関に関する指定取消等処分に係る事務については、介護保険法所管部署の手続とは別に、生活保護部署でも指定取消手続を行う必要があるため、職員や事業者が行う事務に重複が生じている。

各府省からの第1次回答

ご指摘の改正法施行以前に生活保護法上の指定を受けた介護機関について、介護保険法上の指定の取消しにより、生活保護の指定介護機関の指定を失わせることとすることが可能か検討してまいりたい。